

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の三第二項に基づき、下記の通り公表いたします。**

令和 3年度分

○対象事業場：琉球セメント(株)屋部工場 沖縄県名護市字安和1008番地

1. 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量： 単位 (t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	238	197	460	345	365	330	275	401					2,611
廃プラスチック類	211	202	372	354	257	219	219	352					2,186
紙くず	34	30	74	33	52	26	100	28					377
木くず	394	304	640	466	599	450	555	442					3,850
ガラス陶磁器くず※	183	200	286	234	314	203	133	179					1,732

※「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の略称

2. 燃焼ガスおよび排ガスの測定状況：

(1)測定位置：燃焼ガス温度を除く測定位置はセメント焼成炉出口煙道(測定位置の詳細については事業場で閲覧可)

(2)測定結果：

採取日	判明日	測定値									
		燃焼ガス温度 (°C) ※				一酸化炭素 ※ (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	硫黄酸化物 (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	ばいじん (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	窒素酸化物 (ppm)
		燃焼室		集塵機							
最低	最高	最低	最高								
2021/4/7	2021/5/10	1,461	1,488	107	107	523	0.00012000	<0.1	0.002	2.7	390
2021/6/3	2021/7/7	1,308	1,473	106	106			0.2	0.001		230
2021/7/29	2021/9/1	1,373	1,518	115	115	798	0.00028000	1.2	0.010		310

※燃焼ガス温度および一酸化炭素の測定値判明日は採取日によるもの

【基準値】

- ①ダイオキシン類： 0.1 ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub> 以下
- ②硫黄酸化物： 360 m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h 以下
- ③ばいじん： 0.1 g/m<sup>3</sup><sub>N</sub> 以下
- ④塩化水素： 700 mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub> 以下
- ⑤窒素酸化物： 480 ppm 以下

3. ばいじんの除去を行った日：集塵機で収集されたばいじんはすぐに原料粉砕機へ送られセメント原料となる

○その他の維持管理情報につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

琉球セメント株式会社 屋部工場 総務部  
TEL：0980-53-8311